

山形県広報媒体広告掲載基準（抜粋）

（掲載ができない広告等）

第4条 次に定める広告は広報媒体に掲載できない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの

ロ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

ハ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ニ 国内世論が大きく分かれているもの

ホ 男女共同参画の視点からの配慮に著しく欠けるもの

ヘ その他、県の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認させるような表現を含むもの

例：「世界一」「一番安い」（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

ロ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

ハ 人材募集広告のうち労働基準法等関係法令を遵守していないもの

ニ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの

ホ 責任の所在が明確でないもの

ヘ 広告の内容が明確でないもの

ト 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現を含むもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現を含むもの

ロ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含むもの

ハ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるような表現を含むもの

(4) 第10条に規定する会議において広報媒体に広告を掲載することが適当でないと認められたもの

2 次に定める者に係る広告は広告媒体に掲載できない。

(1) 法律に定めのない医療類似行為を行う者

(2) 債権取立て、示談引受け等を主な業とする者

(3) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

(4) 民事再生法の規定による再生手続中の者、会社更生法の規定による更生手続中

の株式会社又は破産法の規定による破産手続中の者

(5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(6) 第10条に規定する会議において広告媒体に広告を掲載することが適当でないと認められた者